

田中稔稲作顕彰会表彰規程

制定 昭和56年10月 8日
最終改正 令和 8年 5月13日

(目的)

第1条 本会は、本県稲作農業等の発展に顕著な業績をあげた個人及び団体を、この規程に基づき選考し、表彰する。

(実施時期)

第2条 表彰は年1回実施する。

(選考)

第3条 表彰候補者は、関係機関から情報提供された者について役員会において順位付けを行い、最終候補者を絞り込む。

- 2 役員会で絞り込んだ候補者については、本人の了承を得たうえで、選考委員会に付議する。
- 3 選考委員会は候補者を審査し、その結果を役員会に推薦する。
- 4 表彰者は、選考委員会の推薦を踏まえ、役員会の合意により決定する。
- 5 選考委員は、稲作関係各界の中から会長が委嘱する。

(該当者なしの場合)

第4条 役員会において適当と認める表彰者を得がたい場合は、その表彰を見合わせることもできる。

(受賞ロゴマークの使用)

第5条 受賞者には受賞ロゴマークの使用を許可する。ただし、商品パッケージ、値札、個別商品の陳列棚等への表示は禁止する。

- 2 その他の利用については別に定める。

(受賞履歴の抹消)

第6条 受賞者に「田中稔賞」をおとしめる行為、または受賞者としてふさわしくない行為があった場合、役員会は受賞履歴を抹消することができる。